

議案第10号

飯能市空家等対策協議会条例（案）

（設置）

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、飯能市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 協議会は、法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な事項について協議する。

（組織）

第3条 協議会は、委員10人以内及び市長をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識経験者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、協議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、建設部まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 景観審議会の項の次に次のように加える。

空家等対策協議会	会長	日額	9,000円
	その他の委員	日額	8,000円

平成31年2月22日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
区分		報酬の額		区分		報酬の額	
		支給区分	金額			支給区分	金額
省略				省略			
景観審議会	省略			景観審議会	省略		
空家等対策協議会	会長	日額	9,000円	防災会議	省略		
	その他の委員	日額	8,000円	省略			
防災会議	省略			備考 省略			
省略							
備考 省略							